

空家等対策協議会

公募委員募集



空き家について考えてみませんか？

協議会 の役割

「空家等対策計画」の見直しや実施方法等について協議を行います。

<計画の内容>

- ・空家等対策に関する方針
- ・空家等の調査に関する事項
- ・所有者等の適切な管理、利活用の促進



空家等対策協議会
のページ

任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

募集 人数

2名

(原則として男女各1名としますが、応募の状況によっては、
この限りではありません。)

応募方法の詳細は裏面又はこちら



開催 予定

1回2時間程度の会議を、年1、2回程度開催します。
(平日、日中の開催を予定しております)

構成

公募委員に加え、学識経験者（関係団体等から推薦された者）
計10名で構成されています。

委員 報酬

会議への出席1回あたり7,700円
(所得税等を源泉徴収します)

募集 期間

令和8年2月16日（月）から
令和8年3月16日（月）まで ※必着

応募 資格

空家等対策に関心のある方で、次の条件を全て満たす方

- ① 旭川市に居住、又は通勤・通学している方
- ② 令和8年4月1日現在の年齢が18歳以上の方
- ③ 本市の附属機関や懇談会等の委員などに3つ以上就任していない方
- ④ 本市の市議会議員及び職員でない方

選考 方法

- ・他の附属機関等に就任していない方を優先して選任します。
- ・応募者が募集人数を超えた場合は、選考委員会で応募書類を基に選考し、決定します。

(選考結果は、応募者全員に書面でお知らせします)

応募 方法

応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX又はEメールいずれかの方法で建築指導課に提出してください。
(提出書類は返却しません)

お問合せ



〒070-8525
旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階
旭川市 建築部 建築指導課
TEL (0166) 25-8561
FAX (0166) 27-3466
Eメール kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp